

EEDI 関連の検査及び EEDI の算定に際して考慮すべき指針の改正に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、第 5 規則及び第 22 規則において、EEDI (二酸化炭素放出抑制指標) 関連の検査及び EEDI の算定に際して、それぞれ IMO が定める指針を考慮する旨規定しており、本会規則においても取入れている。

これらの指針については継続的な見直しが行われており、その改正が、2022 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海洋環境保護委員会 (MEPC 79) において、それぞれ決議 MEPC.365(79)及び決議 MEPC.364(79)として採択された。

今般、これらの決議に基づいて、関連規定を改める。

改正内容

- (1) EEDI 関連の検査に際して考慮すべき指針の決議番号を、決議 MEPC.365(79)に改める。
- (2) EEDI の算定に際して考慮すべき指針の決議番号を、決議 MEPC.364(79)に改める。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.2 を次のように改める。

3.2 二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 22 規則関連）

-1. 規則 8 編 3.2-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2014~~22 *Guidelines on Survey and Certification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI) (IMO Res.MEPC.~~254(67)~~365(79))*”（その後の改正を含む。）~~（なお、統合版については、MEPC.1/Circ.855/Rev.2（その後の改正を含む）を参照のこと）~~及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“*Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)*”をいう。

-2. 規則 8 編 3.2-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2014~~22 *Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for New Ships (IMO Res.MEPC.~~308(73)~~364(79))*”（その後の改正を含む。）及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“*Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)*”をいう。